令和８年 10 月 13 日改定

# 訪問介護事業所しおさい　重要事項説明書

あなたに対する訪問介護サービスの提供開始にあたり、当事業所があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果**「要介護」**と認定された方が対象となります。
また、未認定の方でも、暫定でのサービス利用が可能となる場合もあります。

## 1.　事業者概要

| | |
|---|---|
| 事業者名称 | 社会福祉法人　仁摩福祉会 |
| 主たる事務所の所在地 | 島根県大田市仁摩町仁万843 |
| 法人種別 | 社会福祉法人 |
| 代表者名 | 理事長　石橋　秀利 |
| 電話番号 | 0854－88－9141 |

## 2.　利用事業所

| | |
|---|---|
| 利用事業所の名称 | 訪問介護事業所しおさい （指定訪問介護） |
| 事業者番号 | 3271700068 |
| 所在地 | 島根県大田市仁摩町仁万843 |
| 電話番号 | 0854－88－9139 |
| 管理者 | 亀島景子 |
| 事業所が行っている<br>他の業務 | ・指定介護予防訪問介護相当サービス<br>平成 29 年 4 月 1 日指定　大田市 3271700068 号<br>・第1号事業　訪問型サービスA<br>平成 30 年 6 月 1 日指定　大田市 3271700068 号<br>・指定障害福祉サービス事業<br>（居宅介護）<br>平成 18 年 10 月 1 日指定　島根県 3210500041 号<br>（同行援護）<br>平成 23 年 11 月 1 日指定　島根県 3210500041 号<br>・　大田市障害児者移動支援受託事業<br>・　大田市子育て世帯訪問支援事業受託 |

| | |
|---|---|
| 第三者評価の実施状況 | ・実施の有無　有<br>・実施した直近の年月日　令和 8 年 3 月 18 日<br>・実施した評価機関の名称　有限会社　保健情報サービス<br>・評価結果の開示状況<br>独立行政法人福祉医療機構の運営する<br>「福祉保健医療情報ネットワーク（ワムネット）」に掲載 |

３．事業の目的と運営方針

| | |
|---|---|
| 事業の目的 | 事業所の介護福祉士または訪問介護員研修の修了者（以下、訪問介護員）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。 |
| 運営の方針 | 事業所の訪問介護員は、要介護者等の心身の特性をふまえて、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。 |

４.事業所の職員配置状況

| 職種 | 員数 | 職務内容 |
|---|---|---|
| 管理者 | １名 | 職員及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、職員に法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。 |
| サービス提供責任者 | １名以上<br>利用者４０名につき１名 | 介護福祉士等指定の資格を持つ者が、指定訪問介護利用の申し込みに関わる調整を行い、訪問介護計画の作成並びに利用者への説明を行い、サービス内容の管理を行う。 |
| 訪問介護員 | 2.5 人以上<br>常勤換算 | 介護福祉士等指定の資格を持つ者が訪問介護計画に基づき、日常生活に必要な指定訪問介護サービスを提供する。 |
| 事務（兼務常勤） | １名 | 必要な事務処理を行う。 |

当事業所では、利用者に対して指定訪問介護、指定介護予防訪問介護相当サービス、第１号事業訪問型サービスＡ及び指定障害福祉サービス（居宅介護及び同行援護）、を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

５．営業時間及びサービス実施地域

| | |
|---|---|
| 営業日 | 月曜日～日曜日 |
| 営業時間 | ８時１５分～１７時１５分<br>電話等により、２４時間常時連絡が可能な体制をとる。 |
| 通常の事業実施地域 | 大田市 |

６．サービス内容

事業所のサービス従事者は、利用者のご家庭を訪問し、下記のサービスを提供します。

＜サービスの概要＞

| | |
|---|---|
| ○身体介護 | 入浴・排せつ・食事等の介護を行います。 |
| ○生活援助 | 調理・洗濯・掃除・買物等日常生活上の世話を行います。 |

※利用者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた訪問介護計画に定められます。

【身体介護】

食事介護　　食事の介助を行います。

入浴介護　　入浴の介助を行います。

排泄介護　　排泄の介助、オムツの交換を行います。

清　　拭　　入浴が困難な方を対象に体を拭きます。

体位交換　　体位の交換を行います。

通院等のための乗車又は降車の介助等

※「自立生活支援」について

生活援助のうち、訪問介護員等が代行するのではなく、安全を確保しつつ常時介助できる状態で見守りながら、あるいは利用者と一緒に手助けしながら行う等、利用者の自立支援に資するものについて、身体介護に該当します。

【生活援助】

買　　物　　利用者の日常生活に必要となる物品の買い物を代行します。

調　　理　　利用者の食事の用意を行います。

（ご家族用の調理は行いません。）

掃　　除　　利用者の居室の掃除を行います。

（利用者以外の居室、庭等の掃除は行いません。）

洗　　濯　　利用者の衣類等の洗濯を行います。

（ご家族分の洗濯は行いません。）

【サービス従事者の禁止事項】

サービス従事者は、利用者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次の各号に該当する行為を行いません。

① 医療行為

② 利用者又は介護者等からの金銭又は物品の授受

③ 利用者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
④ 飲酒及び喫煙
⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為
⑥ 利用者又は介護者等に対して行う宗教活動、政治活動、個人的な営利活動
⑦ その他利用者又は介護者等に対する迷惑行為

７．サービス利用に当たっての留意事項

（１）利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業者にご一報ください。

（２）サービス従事者訪問時には、ペット類はゲージに入れるかリードでつなぐなど、直接触れることのないようお願いいたします。これに反したことにより事故等が発生した場合は、サービスの提供を中止させていただく場合があります。

（３）サービス従事者に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。

（４）訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。利用者の依頼での買い物、受診等に必要な連絡等を行うための電話等も使用させていただきます。

（５）通院介助や買い物などで交通機関を利用した場合、サービス従業者の交通費は利用者様のご負担になります。また交通費やお買い物代金はその都度お支払いいただきます。

（７）職員に対して、人権を著しく傷つけるような言動や行為、ハラスメント行為はお止め下さい。なお、これに反した場合は、ご利用を中止させて頂くことがあります。

（８）大雨や台風、地震などの自然災害が発生した場合、安全を考慮して訪問を中止する場合があります。

（９）見守りカメラを設置されているご家庭は、事前にお知らせください。

８．利用料金

（１）介護保険給付対象サービス

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として、下記の【基本料金】と【加算料金】を加えた額に介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額です。下記の表は利用者負担割合が１割の場合の金額です。（２割負担の場合は２倍の額３割負担の場合は 3 倍の額となります。）

令和８年 10 月 13 日改定

【基本料金】

（通常時間帯　８時１５分～１７時１５分）

| | サービス内容 | 所要時間 | ①利用料金 | ②介護保険給付(9 割) | ③自己負担(①－②) |
|---|---|---|---|---|---|
| 介護給付 | 生活 2 | 20 分以上 45 分未満 | 1,790 円 | 1,611 円 | 179 円 |
| | 生活 3 | 45 分以上 | 2,220 円 | 2,000 円 | 220 円 |
| | 身体 0 | 20 分未満 | 1,630 円 | 1,467 円 | 163 円 |
| | 身体 1 | 20 分以上 30 分未満 | 2,440 円 | 2,196 円 | 244 円 |
| | 身体 2 | 30 分以上 1 時間未満 | 3,870 円 | 3,483 円 | 387 円 |
| | 身体 3 | 1 時間以上 1 時間 30 分未満 | 5,670 円 | 5,103 円 | 567 円 |
| | その後 30 分増すごとに | | | | +82 円 |
| | 備考 | 身体介護のあと、引き続き生活援助を行った場合　＋65 円<br>（20 分から起算して 25 分ごとに加算、195 単位を限度） | | | |

※所要時間について

「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

※上記のサービス利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために、標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。

「２人対応料金」

２人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合には、利用者の同意の上で、通常の利用料金の２倍の料金をいただきます。

【加算料金】

①「特定事業所加算Ⅱ」

※　体制要件（計画的に研修、会議を開催すること等）と、人材要件（サービス提供責任者が 3 年以上の経験を有する介護福祉士を配置し、ヘルパー全体で 30%以上の介護福祉士を配置）満たしていますので、所定単位数に 10%を乗じた額を加算としていただきます。

②「小規模事業所加算」

※中山間地域等の小規模事業所の経営の安定化を早期に図るための加算です。基本サービス費と各種加算も１月分の合計額に１０%乗じた額をいただきます。

③「介護職員等処遇改善加算Ⅰロ」

※ 職員の資質向上、サービスの質の確保・人材確保等を目的に介護職員の処遇改善を実施するための加算です。 基本サービス費と各種加算の１月分の合計額に 28.7%を乗じた額を

いただきます。

④「緊急時訪問介護加算」

※ 計画的に予定されていない指定訪問介護を、担当介護支援専門員と連携し、利用者や家族の要請に基づいて緊急時の訪問を行なった場合には、緊急時訪問介護加算（1,000 円 負担割合が 1 割の場合は 100 円）をいただきます。

⑤「初回加算」

※ 新規利用及び長期利用休止後に利用を再開し、訪問介護計画を作成した利用者に対しサービス提供責任者が初回に属する月に訪問介護を行なった場合、もしくは同行した場合には、初回加算（2,000 円 負担割合が 1 割の場合は 200 円）をいただきます。

⑥「生活機能向上連携加算Ⅰ」

※ 訪問リハ、通所リハ、リハを行う医療機関の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が自サービス事業所利用時の利用者の状態を把握した上で、または動画等で現状を確認した上で、加算を算定する事業所のサ責等に助言を行います。
サ責等（計画作成責任者、介護支援専門員）は、助言を参考に生活機能の向上を目標に入れた計画書を作成し、定期的に現状の確認と助言をもらい、必要に応じて計画の変更を行う場合には、生活機能向上連携加算Ⅰ（1,000 円 負担割合が 1 割の場合は 100 円）をいただきます。

⑦「生活機能向上連携加算Ⅱ」

※ 上記加算Ⅰと同様の外部の理学療法士等がリハビリテーションの一環として利用者の居宅を訪問する際に、サービス提供責任者が同行する等により利用者の身体の状況等を共同で評価し、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成し、外部の理学療法士等と連携し訪問介護を行った時は、初回の訪問介護を行った月以降の 3 か月の間、1 ヶ月につき生活機能向上連携加算Ⅱ（2,000 円 負担割合が 1 割の場合は 200 円）をいただきます。

（２）介護保険給付対象外サービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

「介護保険給付の支給限度額を超えてのサービス利用」

※ 介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス料金の全額が利用者の負担となります。

「交通費」

※ 大田市以外の地域の方が利用される場合は、交通費実費相当額を頂きます。（通常の実施地域の境界から１キロメートルにつき５０円を積算した額）

（３）その他

「消費税について」

※ 訪問介護サービスの利用について、公的介護保険の適用がある場合には、消費税は非課税です。

令和８年 10 月 13 日改定

「暫定利用償還払いについて」

※　公的介護保険が適用される利用者が、まだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただいた上で、要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

「社会福祉法人による利用者負担軽減制度について」

※保険者市町村が対象と認めた場合は、サービスの利用者負担額が軽減されます。
　保険者市町村各介護保険担当窓口へご相談ください。

「高額介護サービス費について」

※ひと月の介護サービス費の自己負担額が高額になり、一定額を超えたときは、保険者市町村への申請により、支払後に高額介護サービス費が支給されます。該当の方には、申請書が送付されますので、必要事項を記入の上、市役所介護保険課又は、各支所市民生活課に提出してください。

９．苦情処理の体制

利用者等からの相談（苦情）に適切に対応する体制を整えております。

相談（苦情）については、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を置き利用者等からの相談（苦情）に対応いたします。

（１）苦情受付担当者　リーダー　　和田　聡美　　０８５４－８８－９１３９
（２）苦情解決担当者　管理者　　亀島　景子　　０８５４－８８－９１３９
（３）苦情解決責任者　施設長　　加藤　常徳　　０８５４－８８－９１４１
（４）苦情対応委員会　全職種より代表の職員１０名にて構成
　　連絡先～社会福祉法人　仁摩福祉会　　０８５４－８８－９１４１
（５）第三者委員　　坂本　弥生　　０８０－２７２３－０４５７
　　浅原　潤子　　０８０－２７２３－０１６０

| | |
|---|---|
| ご利用者ご相談窓口<br>（利用に関しての問合せ、変更等） | ご利用時間　平日　午前 8：15～午後 5：15<br>ご利用方法　電話　0854-88-9139<br>面接　場所　仁摩福祉会しおさい相談室 |
| 大田市役所 | ご利用時間　平日　午前 8：30～午後 5：15<br>ご利用方法　電話　0854-83-8063<br>面接　大田市役所　介護保険課 |
| 島根県国民健康保険団体連合会 | ご利用時間　平日　午前 9：00～午後 5：00<br>ご利用方法　電話　0852-21-2811 |

| | |
|---|---|
| | 面接　島根県国保連合会<br>介護サービス苦情相談窓口 |
| 島根県運営適正化委員会 | ご利用時間　平日　午前 8：30～午後 5：00<br>ご利用方法　電話　0852-32-5913<br>面接　島根県運営適正化委員会 |

１０．緊急時の対応方法

（緊急時等の対応方針）

利用者の主治医又は事業者の協力医療機関へ連絡を行い、医師の指示に従うとともにあらかじめお聞きした連絡先に連絡します。

（対応可能時間）　８時 15 分～17 時 15 分

| | |
|---|---|
| 事業所名称 | 社会福祉法人　仁摩福祉会 |
| 事務所の所在地 | 島根県大田市仁摩町仁万 843 |
| 法人種別 | 社会福祉法人 |
| 管理者 | 亀島　景子 |
| 電話番号 | 0854－88－9139 |

１１．事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村や利用者の家族等に連絡を行い、必要な措置を講じます。

１２．衛生管理

（１）訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備等の衛生的な管理を行います。

（２）感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催します。

（３）感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。

（４）従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

１３．虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

（１）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催します。

（２）虐待防止のための指針を整備します。

（３）従業者に対する虐待防止を啓発･普及するための研修を実施しています。

（４）上記の措置を適切に実施するための担当者を設置しています。

虐待防止に関する担当者　管理者　亀島　景子

（５）成年後見制度の利用を支援します。

（６）サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

１４.秘密の保持と個人情報の保護について

| | |
|---|---|
| 利用者及びその家族に関する秘密の保持について | 事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者にもらしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後ももらしません。 |
| 個人情報の保護について | 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いません。<br>事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 |

令和８年 10 月 13 日改定

令和　　年　　月　　日

訪問介護サービスの提供に当たり、利用者に対し本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者　名　称　訪問介護事業所しおさい
訪問介護事業（島根－3271700068）
管理者名　亀島　景子　　印

説明者　所　属　訪問介護事業所しおさい

氏　名　　印

私は、本書面により、事業者から訪問介護についての重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者　住　所

氏　名

代筆の場合の代筆者氏名　氏　名　　（続柄　　）

家族等　住　所

氏　名

（続柄　　）